

真庭バイオマスラボ共同研究者 公募要領

地元関係企業等とバイオマスリファイナリーの実用化技術の共同研究・開発を行い、事業化に繋げる新たなバイオマス産業の創出と、バイオマス関連人材育成に積極的に取り組むため、研究開発拠点となる「真庭バイオマスラボ」を設置しました。

この度、市内外の研究機関、大学、民間企業等で共同研究・開発を行う入所者を広く公募します。

1. 募集の対象等

(1) 募集する研究・開発対象

- ①主として地元関係企業等とバイオマスリファイナリーの実用化技術の共同研究及び開発
- ②バイオマス関連の人材育成に関する研修・研究

(2) 募集する研究室

真庭市勝山620-5

真庭バイオマスラボ（旧真庭保健所）

(3) 入所許可及び期間

- ①市長は、目的などを審査のうえ入所を許可します。
- ②入所許可期間は1年とし、継続希望の場合は再申請を行うこと。

2. 応募期間

平成22年4月16日から適宜（市長が認めた期間とする）

3. 提出書類等

別紙様式1「真庭バイオマスラボ（新規・変更）入所申請書」

4. ラボの利用について

- (1) ラボの使用料は、真庭市行政財産使用徴収条例第4条により免除する。
- (2) 真庭ラボの管理事務及び維持補修等は、真庭市が行うが、それぞれのラボの運営は、個々のラボが行う。
- (3) ラボ入所者は、真庭市と協議し、光熱水費等の実費を基礎とした必要経費を支払う。

必要経費の額及び納入方法は、別に定める。

- (4) 研究・開発に要する経費及び実験機器、薬品等の管理は、各入所者の負担と責任において行う。
- (5) 真庭市は、入所者が円滑に研究・開発できるよう、許認可等の諸手続きの事務補助、バイオマス原料の調達等に伴う協力、課題調整等の支援を行う。
- (6) ラボ入所者は、諸規則等を遵守するとともに、ラボの施錠等、管理責任を負うものとします。(玄関のカギと各ラボのカギを貸与します)
また、市長の承認を得た上で、研究に必要な機器類等をラボに搬入し使用することができるが、利用を終了または中止した時は速やかに原状回復し、市長に届け出てください。
なお、運搬及び原状回復に係る一切の費用は、各入所者が負担するものとする。
- (7) 入所者は、ラボを利用して行った成果を論文等により公表するときは、その論文にラボで行った事業であることを明記し、論文等の写しを市長に提出するものとします。
また、市長は入所代表者に対して、利用に関する事項について報告を求められるものとし、入所代表者は、事業の開示を求められたときは、積極的に協力する義務を負うものとします。
- (8) 市長は、入所者が公募要領等に違反し、ラボの運営に重大な支障をきたす恐れがあると認めるときは、入所の許可を取り消し、又は利用を制限することができる。

5. その他

- (1) 年度末には、市長がラボの使用実態について、実地調査を行います。
- (2) 特殊な機器の持ち込みや実験内容等については、所定の手続きが必要となりますので、事前にご相談願います。

6. 問い合わせ及び書類提出先

岡山県真庭市産業観光部バイオマス政策課

担当：小山 E-mail : takashi_koyama@city.maniwa.lg.jp

森田 E-mail : manabu_morita@city.maniwa.lg.jp

TEL : 0867 (42) 5022

FAX : 0867 (42) 1097